

# 令和 7 年度 川崎市総合教育会議

次期教育大綱策定に向けた考え方

令和 7 年 10 月 7 日 (火)



# 本市におけるこれまでの教育大綱の取り扱い

## 平成27（2015）年～平成29（2017）年

「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画」の基本政策を大綱の基本としつつ、平成27（2015）年2月に発生した中学生死亡事件に係る庁内対策会議の報告を踏まえた対応策をもって、「川崎市教育大綱」を策定した。

## 平成30（2018）年～令和3（2021）年

平成30年3月に策定した「かわさき教育プラン第2期実施計画」をもって、教育大綱とした。

## 令和4（2022）年～令和7（2025）年

令和4年3月に策定した「かわさき教育プラン第3期実施計画」をもって、教育大綱とした。

### （参考資料）

#### ●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

#### ●平成26年7月17日文部科学省初等中等教育局長通知

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」（抜粋）

（3）地方教育振興基本計画その他の計画との関係

① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

# 次期教育大綱策定に向けた考え方

今年度策定する「第3次川崎市教育振興計画 かわさき教育プラン第1期実施計画」をもって次期教育大綱に代える

## (理由)

- ① 「第3次川崎市教育振興計画 かわさき教育プラン第1期実施計画」（以下「次期プラン」という。）が、本市の教育がめざすもの等を定めた本市の教育施策の根本となる行政計画であること。
- ② 次期プランは、「総合計画第4期実施計画」と整合を図りながら策定を進めていること。
- ③ 次期プランは、策定過程において議会報告を行うほか、パブリックコメント等を通じた意見聴取を予定していること。

## 策定スケジュール

